

倉敷市観光プロモーション業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、倉敷市が、倉敷市観光プロモーション業務を委託する事業者を公募プロポーザル方式で選定するため、その実施方法等必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 倉敷市観光プロモーション業務
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 業 務 内 容 別紙「倉敷市観光プロモーション業務 仕様書」のとおり
- (4) 見積限度額 2, 100千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年9月16日（火）
- (2) 参加申込の受付締切日 令和7年9月30日（火）
- (3) 質問締切日 令和7年9月30日（火）
- (4) 参加資格の確認結果通知 令和7年10月1日（水）
- (5) 質問回答日 令和7年10月1日（水）
- (6) 提案書提出締切日 令和7年10月14日（火）
- (7) プレゼンテーション 令和7年10月16日（木）
- (8) 審査結果通知日 令和7年10月17日（金）

5 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税、倉敷市税）を滞納していないこと。
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 参加申込書を提出する時点で、引き続き2年以上その業務を営んでいること。
- (5) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- (6) 参加申込の受付締切日から審査結果通知日の間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。

6 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 参加申込書

ア 受付締切日

令和7年9月30日（火）17時15分まで（時間厳守・郵送の場合必着）

イ 提出方法

持参または郵送

受付時間は8時30分から17時15分までとする。ただし、土・日曜・祝日を除く。

ウ 提出書類 ※証明書は全て原本で提出すること。

（ア）参加申込書……………【様式1】

（イ）登記事項証明書

① 法人の場合……商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

② 個人事業主の場合…身分証明書及び登記されていないことの証明書

（ウ）納税証明書（国税、岡山県税、倉敷市税に滞納がないことの証明）

① 国税…法人の場合は「様式その3の3」、個人事業主の場合は「様式その3の2」

② 県税…岡山県税の納税証明書

③ 市税…倉敷市税の納税証明書

※ 倉敷市や岡山県内に支店等がない場合は国税のみとなる

（エ）委任状……………【様式2】

※本社が支店・営業所へ、参加申込書の提出や契約等の権限を委任する場合

（オ）その他

（イ）～（エ）については、倉敷市の競争入札参加資格者名簿（建設工事、建設コンサルタント、物品、委託（側溝清掃、消防点検等3業務）等に登載され、現に入札参加者の資格を有している場合は不要とすることも可。

エ 提出場所

倉敷市文化産業局文化観光部観光課

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

担当 洲脇・猪股・根岸

（2）提案書

ア 受付締切日

令和7年10月14日（火）17時15分まで（時間厳守・郵送の場合必着）

イ 提出方法

持参または郵送

受付時間は8時30分から17時15分までとする。ただし、土・日曜・祝日を除く。

ウ 提出書類

（ア）提案書（正本1部 副本4部）

提案書に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、提案書は審査基準及び仕様書に示した内容に適合するよう作成すること。

① 業務の内容……………【様式は任意】

② 業務工程表……………【様式は任意】

③ 実施体制及び管理体制……………【様式は任意】

（イ）見積書……………【様式3】

提案内容と見積内容に著しい不整合がある場合は選定しないことがある。

（ウ）調書

- ① 会社業務実績調書……………【様式4】
- ② 予定責任者の経歴等調書……………【様式5】
- (エ) その他
 - ① 見積内訳明細書……………【様式は任意】
提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量を含む。）が分かるように作成すること。
 - ② 会社概要……………【様式は任意】
※ 会社パンフレット等でも可
- (オ) 共同企業体での参加の場合
共同企業体として参加する場合は、代表となる団体等が、構成する団体等を取りまとめのうえ、上記(ア)から(エ)までの書類を提出すること。

エ 提出場所

倉敷市文化産業局文化観光部観光課

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

担当 洲脇・猪股・根岸

オ 2段階審査

提案者が3者を超えた場合は、2段階審査とすることがある。2段階審査とした場合、日程等を変更し、提案者に別途通知する。

7 参加資格の確認結果通知

- (1) 通知期限 令和7年10月1日（水）までに、参加の可否を通知する。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスへメールで通知する。
- ※ 予定日にメールが届かない場合は、電話で確認すること。

8 質問回答

- (1) 質問方法 下記メールアドレスへメールで通知すること。……………【様式は任意】
- (2) 質問書送付先 kankou@city.kurashiki.okayama.jp
倉敷市文化産業局文化観光部観光課 担当 洲脇・猪股・根岸
- (3) 質問締切日時 令和7年9月30日（火）17時15分
- (4) 質問回答日 令和7年10月1日（水）までに
- (5) 通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスへメールで通知する。
- ※ 予定日にメールが届かない場合は、電話で確認すること。
- ※ 質問内容と質問に対する回答は、参加申込者全員に通知する。なお、質問者名は公表しない。
- ※ 質問の内容によってプロポーザル方式による業務受託業者選定に公平性が保てないと判断した場合には、回答しないことがある。
- ※ 公表する質問事項に対する回答は、実施要領の追加または修正とみなすものとする。

9 プレゼンテーション

- (1) 日時 令和7年10月16日（木）午後
時間等の詳細については、参加資格の確認通知に添付する。

- (2) 場 所 倉敷市役所 庁舎西側第2分室2階209会議室
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
- (3) 出席者 3名以内
- (4) 所要時間 1提案者につき30分以内（説明20分以内、質疑残時間）とする。
- (5) 順 番 プレゼンテーションの順番は、提案書受理の先着順とする。
- (6) 実施方法 プレゼンテーションは、企画提案書により行うものとする。

10 評価基準

評価項目			評価内容	配点
1	実施方針	提案事業の取組方針・取組意欲	業務の目的や今後の事業展開について適確に理解し、業務範囲について漏れなく把握しているか。 また、業務への積極的な提案や意見があるか。	10
		提案事業の全体計画・実施体制	具体的な計画・手段等が示され、実現可能性はあるか（業務フロー、行程表等）。 また、業務を実施する体制は十分か（体制図、担当者の数や構成等）。	
2	提案内容	実施するプロモーションの内容	ターゲットや倉敷市の観光資源を理解し、それに基づいた効果的かつ実現性のあるプロモーション戦略が提案されているか。	80
			プロモーション戦略に基づいた倉敷市の魅力を具体的に訴求するコンテンツ内容であるか。	
			倉敷市のメディア（観光WEB、Facebook、Instagram）の現状を踏まえ、それぞれの特性を活かした効果的な活用方法が提案されているか。	
			プロモーションの効果を高めるための独自の提案が盛り込まれているか。	
		効果測定	プロモーションの効果について、具体的なKPI設定や分析方法が示されており、次年度以降の施策に対する具体的な提言が期待できるか。	
		費用対効果	提案内容に対し、見積額が妥当かつ明確な内訳であるか。限られた予算の中で、最大限の効果が期待ができる費用配分となっているか。	
3	業務実績	類似業務実績	類似業務の受注実績は十分であるか。	10
		知識・ノウハウ	必要な知識・技術・ノウハウ等があるか	
				100

11 選考方法

- (1) 選考は、複数の審査委員が評価基準に基づき、提案書及びプレゼンテーションの内容等を総合的に評価して判断する。
- (2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。
- (4) 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (5) 参加者が1者であっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
- ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
 - イ 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - ウ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - エ プレゼンテーションに参加しなかった者
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - カ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

12 選考結果の通知

選考結果は、優先交渉権者、第2交渉権者及び選出されなかった提案者に対し、参加申請書に記載されたメールアドレスへメールで通知する。

- ・通知する者の得点（評価項目ごとの得点内訳及び合計得点）
- ・優先交渉権者の名称及び合計得点
- ・その他提案者の合計得点一覧

13 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、倉敷市情報公開条例に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。

14 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、倉敷市財務規則第173条の例により契約金額の100分の10以上の納付とする。ただし、倉敷市財務規則第175条に該当する場合は、契約保証金を減免する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、業務の一部を再委託する必要がある場合は、事前に倉敷市の承諾を得るものとする。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、倉敷市個人情報保護条例の規定に準拠し、これを適切に取り扱うものとする。
- (5) その他契約に関する条項は倉敷市財務規則の例による。

15 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより倉敷市が無償で使用できるものとする。
- (4) 本公募への提案者は、参加申込書の提出をもって実施要領及び仕様書等の記載内容に同意したものとする。
- (5) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、参加に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行うこととする。また、委託者が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- (6) 一つの団体等が複数の提案をすることはできない。また、一つの団体等が、複数の共同企業体に加わることもできない。
- (7) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、審

査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

- (8) 緊急その他やむを得ない理由等により、本公募を実施できないときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- (9) 本プロポーザルの実施及び契約手続き等については、倉敷市の規則、または内規等に基づき実施する。
- (10) 本プロポーザルに参加する者は、本プロポーザルに関して本市から提供された情報（口頭によるものを含む。）及び本業務を通じて知り得た情報について、本市からの書面による事前の承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。また、本プロポーザル応募の目的以外に使用してはならない。

16 問い合わせ先

倉敷市文化産業局文化観光部観光課

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

担 当 洲脇・猪股・根岸

電 話：086-426-3411

FAX：086-421-0107

E-mail：kankou@city.kurashiki.okayama.jp